

みなさまこんにちは、日本共産党市議会議員団の山内みきおです。

さて、今日は私が大役を引き受けることになりました。冒頭ですが改めまして私の歩んだ8年を少し振り返らせて頂ければと思います。

私は学生時代から合わせると40年間公衆衛生と医療畑で過ごし、2011年の原発事故の4年後の安保法制で自衛隊が海外派遣されることが問題になった時に、辻堂駅で憲法9条の旗を立てて10日間つづけて宣伝行動しました。それがきっかけで、仲間のみなさんの後押しを受けて議員になったという経緯です。最初は藤沢市をこうしようというよりは、日本の政治を変えるんだとの思いでした。それにはまずは自分の住む地域から活動しようということで、議員として8年間取り組んで来ました。

みなさんも、もうお分かりのように、私は打打発止と論戦する政治家というのではなく、調査・統計・分析が大切ではないかと考え、最初は近くのつなみ浸水地域の住民アンケート調査から始めました。その後も会派の中では防災問題とか、環境問題を担当することが多く、近くで住民運動がおきるとせつせと顔を出して勉強させて頂きました。

横浜藤沢線幹線道路建設と環境と健康問題のこと、近くのNTT跡地の開発問題、携帯基地局建設による電磁波を考える会や湘南海浜植物育成会に加わり湘南海岸の美しい自然環境保護の活動などに取り組んできたところです。

さいわいつなみ防災問題では、藤沢市でもつなみ避難タワーやビルの建て替えもあり、だいぶ改善されてきていると思いますが、このところのウクライナ戦争と関連の世界平和への逆行の動きにより地球温暖化とSDGsの2030年までの目標が遠のいております。気候危機は待ってはくれません。湘南海岸の砂浜の後退と海面上昇は藤沢市にとっても大変な脅威です。

私はなによりも平和と環境回復をうたっているSDGsの壮大な目標達成のためにも政治の責任は重大だと感じます。そのことを自覚して、後進に道をゆずりたいと思います。今後は、これまで学んだ知識を一層深めまして、一市民として年齢の許す限り、より良い藤沢市のための提案をつくっていければと思っておりますのでこれからもどうぞよろしくお願い致します。

それでは議員団を代表して令和5年度一般会計予算ほか9議案に対する代表質問をおこないます。

件名 市長の政治姿勢について

要旨(1)新自由主義的な市政運営はやめ市民の人権尊重、命とくらしを守る市政について

① 点目、コロナ対策は市民の命を守ることを最優先に医療崩壊を防止することについてです。

第八波の中、1日の新規感染者の最大は12/27で感染者は548人で、亡くなられた方は81

人ということでした。5月8日には新型コロナウイルス感染症を5類に引き下げ、季節性インフルエンザや麻疹（はしか）、水ぼうそう、梅毒などと同類に扱う方針が示されています。

新型コロナウイルス感染症は、依然として感染力が強く医療逼迫や死者数の増加は深刻です。いま対策の縮小・後退を議論するのは、コロナは終わったとの誤ったメッセージを社会に広げ、感染状況をさらに悪化させかねません。医療費の公費負担を縮小すれば受診控が広がります。コロナ対応が可能な医療機関が増えるという見方もありますが、むしろ財政支援の縮小でコロナ対応の病床が減ると懸念されています。市として、市民の命を守ることを最優先に医療崩壊を防止することを強く求めるものです。

〈回答①〉（健康医療部 阿南保健所長）

山内議員の代表質問にお答えします。

新型コロナウイルス感染症については、新たな変異株の出現など特段の事情がない限り、5類感染症に移行されますが、病原性が変わるわけではございません。これまでも、必要な方に必要なサポートを行ってまいりましたが、今後も感染流行が起こりうることを想定し、引き続き、市民の皆様に対する自主的な感染予防対策の啓発や重症化リスクの高い方・施設に対する取組などが重要であると認識しているところでございます。

入院・外来については、原則、季節性インフルエンザなどと同様の取り扱いになることから、患者に必要な医療を速やかに提供できるよう、さらに、医療機関がひっ迫することがないように、引き続き、医師会などと連携し、受診ができる医療機関の拡大に努めてまいります。

今後につきましても、市民の健康と安全安心を守るために、県や三師会と連携を密にし、公衆衛生行政を司る保健所としての責務を果たしてまいります。

② 点目は、行財政改革についてです。この間、窓口業務の民間委託化をすすめ、事務事業の見直し33事業では、国基準や他市の施策より優れている福祉や子育て事業を次々と廃止削減し、市民サービスの低下を招いています。行財政改革のもう一つの問題点は、目白押しの大型開発事業不要不急の道路計画、国いいなりのデジタル化・マイナンバー制度の実質的な強要など行政課題として扱わず、聖域化してきました。このような、行財政改革はやめ、民主的でむだを省き、真に市民サービスの向上につながる改革を例外なく全ての事業を対象に実施すべきです。

〈回答②〉（総務部 中山総務部長）

次に、市民サービスの向上につながる改革を全ての事業を対象に実施すべき、についてお答えいたします。

現在の行財政改革2024では、限りある人員や財源を有効に活用し、デジタル化の推進や外部資源の活用などにより、効率的な業務執行を図るとともに、中長期的な課題を踏まえ、将来にわたり持続可能な行財政運営となるための取組を実施しております。

具体的な取組につきましては、効率的な行政運営への転換など行財政改革2024基本方針の柱に沿った課題について、全庁的に検討し実行プランとして取りまとめたものでございます。

今後とも、新たな課題が生じた場合は実行プランの取組に随時追加するなど、業務の効率化・コスト縮減といった従来の行革的視点に加えて、市民サービスの向上に向けた取組を着実に進めてまいります。

③ 点目は行政窓口の民間委託化の実態と中止することについて です。

保険年金課の窓口、介護保険課の窓口、市民窓口センターで、民間委託化が行われています。今後予定をしている、あるいは検討となっているのが、市民会館、少年の森、鶴沼海浜公園、健康と文化の森事業、村岡新駅周辺地区整備のPPPなどであり、そうなると、民間委託化に伴う委託費はさらに増大をし、正規職員から非正規職員に置き換えて官製ワーキングプアが一層進みます。

窓口業務を民間委託することについて、何より住民の個人情報の保護であるとか、偽装請負の問題、行政サービスの後退、職員の必要な専門性、継続性が失われ、住民サービスが低下するのではないかと指摘をしてきました。

窓口業務の民間委託化はやめるべきですし、これ以上、民間委託を行うべきではありません。

《回答③》（総務部 中山総務部長）

続きまして、窓口業務の民間委託化についてお答えいたします。

「行財政改革2024基本方針」におきましては、より効率的な行政運営への転換に向け、民間委託などの外部資源の活用については、民間と行政の役割分担の中で、経費の縮減と市民サービスの維持・向上につながるものと捉えております。

現在実施している窓口業務の民間委託につきましては、その目的を果たすための有効な手法の一つと考えておりますので、引き続き市と事業者との連携・協力体制の中で取組を進めてまいります。また、今後の新たな民間委託の実施につきましては、経費と市民サービスの観点を踏まえ、検討してまいりたいと考えております。

④ 点目、下水道使用料の値上げなど公共料金の見直しは中止をすること についてです。

今年7月から下水道料金が平均的な世帯で年に3408円の値上げ、藤沢市民の年間負担額にすると8億円になります。光熱費など物価高騰とコロナ禍の中での値上げであり、2桁台の値上げとしては24年ぶりです。下水道料金といっても水道使用量によって決まるものであり、市民のくらしと健康に直結する7月からの下水道料金の値上げは中止すべきです。

また、今年度は一年かけて公共料金の受益者負担割合の区分に応じた使用料と手数料の料金改定を行うとのこと。2023年度予算の使用料と手数料の合計額は33.3億円であり、下水道値上げ並みだとしても市民負担額は約4億円です。

実質賃金が下がっている日本です。福祉向上に取り組む先頭にたつべき自治体が逆に市民負担を上げるようなことをすべきではありません。見解を伺います。

《回答》（財務部山口財務部長）

4点目の公共料金の見直しについてでございますが、まず、下水道使用料の値上げにつきましては、下水道の老朽化対策を進めるためには下水道使用料の改定はやむをえないものでございますので、利用者に対して丁寧な周知を行いながら7月1日から改定するものでございます。

4点目の公共料金の見直しにつきましては、今後、料金改定の可否について、関係各課と具体的な検討を進めさせていただくところでございますが、料金改定の判断につきましては、光熱水費の上昇や物価高騰などの状況を踏まえて、市民生活への影響を配慮しながら、慎重に検討させていただく予定でございます。

⑤ 点目は統一協会についてです。旧統一協会（世界平和統一家庭連合）と自民党を中心とした国会議員や地方議員との癒着が社会問題になっています。藤沢市では2016年、17年に関連団体の自転車イベント「ピースロード」で市長名のメッセージを送っていました。地元紙の首長アンケートに鈴木市長は「核兵器廃絶平和都市宣言の趣旨に合致すると判断した」と答えているようですが、統一協会は単なる宗教団体ではなく、洗脳で信者を獲得することにより靈感商法や高額献金を繰り返してきた反社会的勢力です。統一協会や関連団体から寄付を受けたり、施設利用や後援を行わないようにするべきです。見解を求めます。

《回答》（総務部中山総務部長）

5点目の旧統一教会や関連団体への市の対応につきましては、現時点で、法令等、当該団体の活動を規制する明確な基準がございませんので、引き続き、国の動向を注視するとともに、基準等が示された場合には、それに則って、市として適切な対応をとってまいりたいと考えております。

⑥ 点目、ジェンダー平等社会に向けた取り組みについてです。

世界の男女格差の状況をまとめた2022年版の「ジェンダーギャップ報告書」で各国の教育・健康・経済参画・政治参画の4分野での男女平等の達成率（ジェンダーギャップ指数）を調べたところ、日本は65・0%で、前年の65・6%から後退し、順位も下位の116位と主要7カ国では最下位でした。日本が後退した要因として、この報告をまとめた世界経済フォーラムWEFは、経済参画の達成率が前年の60・4%(117位)から56・4%(121位)になるなど、日本は世界のなかでも男女賃金格差の大きい国となっています。働く場での男女の賃金格差を是正することは、誰もが働きやすく、生きやすい社会にしていく大きな力になります。国は企業とともに地方自治体にも男女賃金格差の公表を義務付けましたが、市としてどのように対応されるのか、お聞きしま

す。

〈〈回答①〉〉 (総務部中山総務部長)

「職員の給与の男女の差異」につきましては、国が示した「女性活躍・男女共同参画の重点方針2022」において、女性が経済的に自立していく環境を整えていく必要があるとの観点から公表するよう国・民間と同様に地方自治体にも義務付けられたものでございます。

本市においては、これまでも女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第21条の規定に基づき、女性職員の採用割合や男女別の育児休暇取得率など、女性の職業選択に資する情報について毎年度公表しております。

「職員の給与の男女の差異」につきましても、昨年末に国からその算出及び公表の方法についての通知がございましたので、現在、来年度の公表に向けた準備を進めているところでございます。

⑦ 点目、有機フッ素化合物 PFAS についてです。この PFAS が厚木飛行場から引地川へ流れ、国の暫定基準の3倍もの値が長年にわたって検出されている。引地川は農業用水としても使われていることから、人体への健康被害も心配される。市として、厚木基地への立ち入り調査を含め、原因究明と住民の血液検査など様々な影響を調査すべきです。また本市の水源である寒川浄水場の上流の座間市でも、飛行場のある米軍キャンプ座間に隣接した鳩川の数か所で暫定基準を上回る PFAS が検出されると同時に座間市地下水源の一つも取水停止となった。このように水質が懸念される寒川浄水場の水質精度は「5ng/Lの検出限界以下」とされ、これでは河川測定よりあまく、検出精度を一桁あげるべきことを神奈川県に強く要望すべきです。

〈〈回答⑦〉〉 (環境部福室環境部長)

次に、有機フッ素化合物についてでございますが、厚木基地については、綾瀬市及び大和市に立地していること、引地川が本市の水道水源になっていないこと、また、現状で市内の地下水の汚染が確認されていないことから、現時点で厚木基地への立入調査を含め、血液検査等の影響調査は考えておりませんが、今後の国や県の動向に注視して、必要に応じて検討してまいります。

次に、寒川浄水場の水質精度につきましては、管理している神奈川県によりますと、暫定目標値の50ng/Lに基づき5ng/Lの検出下限値の設定による運転管理で、安全性は確保できていると伺っております。そのため、本市から検出下限値の見直しの要望については考えておりませんが、国の専門家会議において目標値等が検討されている状況ですので、数値等の見直しがあれば、県としても対応を検討すると伺っております。

要旨(2) 憲法9条を守り、核兵器廃絶平和都市宣言と条例を生かした市政についてです。

① 点目、敵基地攻撃能力の保有について、他にも列挙しますが、存立危機事態への対応

の問題、集団的自衛権の行使、5年間で43兆円の軍事費、日本がアメリカの行う戦争に巻き込まれるという問題、日本が焦土・廃墟と化す、憲法違反である、藤沢市も基地に隣接する自治体であることから相手国の標的とされる問題などなどがあります。これらのことについて核兵器廃絶平和宣言都市の市長としてどのように認識しているのかお聞きします。

〈回答①〉 > (企画政策部鈴木市長)

日本共産党藤沢市議会議員団、山内議員の代表質問にお答えいたします。

私からは、件名1「市長の政治姿勢について」の要旨(2)「憲法9条を守り、核兵器廃絶平和都市宣言と条例を生かした市政にすることについて」の1点目「政府の施策に関する認識について」と2点目「国に対し、核兵器禁止条約への批准を促すこと」についてお答えいたします。

政府は、我が国が、戦後最も厳しく複雑な安全保障環境に直面しているとして、昨年12月に、「国家安全保障戦略」、「国家防衛戦略」及び「防衛力整備計画」の3つの文書を開議決定いたしました。このことは、飛来するミサイルを防ぎつつ、相手からの更なる武力攻撃を防ぐために、我が国から有効な反撃を相手に加える反撃能力を明記するなど、戦後の安全保障政策の大きな転換を図ったと政府見解が示されております。

核兵器廃絶平和都市を宣言した本市といたしましては、日本国憲法の下、専守防衛に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国にならないとの基本方針を堅持し、今後も、平和国家としての歩みを進めるべきと考えております。

- ② 点目、核兵器禁止条約についてです。本条約は2020年10月25日にホンジュラスが50番目に批准し90日が経過した2021年1月に条約として成立しました。このことにより核兵器の使用はもとより、製造、保管、運搬も禁止されることとなります。核保有国や核の傘に入っている多くの国々が署名・批准していません。日本は唯一の戦争被爆国でありながら、この条約に背を向けています。今、ロシアによるウクライナ侵略から1年たった元で、ロシアにより核使用の威嚇が行われている現状のもとで、日本政府が核兵器禁止条約の署名、批准することは世界から核兵器をなくしていくことに大きなインパクトになることは間違いありません。市長は全国非核宣言自治体の副会長でもあることから積極的に政府に働きかけるべきだと考えますが見解をお聞きします。

〈回答②〉 > (企画政策部鈴木市長)

続きまして、2点目「国に対し、核兵器禁止条約への批准を促すこと」について、お答えをいたします。

平成29年7月に国連で採択され、令和3年1月に発効した核兵器禁止条約につきまして、被爆者の方々をはじめとする核兵器廃絶を求める多くの人々の草の根の活動が、国際的な世論を大きく後押ししたもので、「核兵器のない世界」の実現に向けた具体的な一歩

であると認識しております。

我が国は唯一の戦争被爆国であり、政府におきましては、核兵器保有国と非核兵器保有国の橋渡し役として、核兵器不拡散条約(NPT)体制下における核軍縮の進展と核兵器廃絶の実現に向けて取り組んでいただきたいと考えております。

要旨(3)災害に強いまちづくりと気候危機打開の具体化についてです。

- ① 点目、津波対策として、相模湾にGPS波浪計を設置するよう国、県へ働きかけるべきと考えますが、改めて伺います。

また、津波避難ビルの拡充と避難ビルのない地域での津波避難タワーなどの避難施設の建設を急ぐことについて、市はどのように考えているのでしょうか。

また、ジェンダー平等の視点に立った避難所運営が必要と考えますが、見解を伺います。

<回答①> (防災安全部斎藤防災安全部長)

次に、要旨(3)「災害に強いまちづくりと気候危機打開の具体化を」にお答えいたします。1点目の津波対策における相模湾へのGPS波浪計の設置についてでございますが、本市は、これまでも、神奈川県を通じて国に設置要望をしまいにまいりました。現時点で、具体的な計画等の回答はございませんが、防災科学技術研究所が相模湾の3カ所に設置した沖合水圧計により、国も、津波警報の発表等、津波対策に万全を期しているものと承知しておりますので、今後も国、県の動向を注視してまいります。

次に、津波避難ビルと津波避難施設についてでございますが、本市の津波避難ビルにつきましては、津波災害警戒区域内や周辺での拡充が必要と捉え、沿岸3地区や市内関係各課と連携して、今後も新たな津波避難ビルの確保を図ってまいります。また、津波避難施設につきましては、津波災害警戒区域内の公共施設の改築の際や、長距離避難が必要な地域に位置付けられ、かつ避難条件が整っていない地域を念頭に、住民の迅速かつ確実な避難の実現と不安解消のため、必要に応じて、整備の検討を進めてまいります。

次に、ジェンダー平等の視点でございますが、これまでの震災等では、避難施設における様々な不安や、女性の過ごしにくさ等の報告が多く見受けられ、災害時における女性への配慮につきましては、重要な課題であると認識しております。このことから、藤沢市避難所運営マニュアルに女性視点やジェンダー平等の明確な位置付けを加える修正を進めております。また、避難所等に従事する地区防災拠点本部職員等に対しましては、災害時の女性支援の専門知識を有する外部講師による研修を実施するなど、ジェンダー平等の視点による配慮を実践できるよう取り組んでおります。今後は、各地区で開催している防災リーダー講習に、女性を対象とした機会を設けることを検討するなど、地域の自主防災組織等におきましても、ジェンダー平等に配慮した環境の醸成に努めてまいります。

- ② 点目、藤沢の玄関口である藤沢駅前街区のまちづくりのように都市中心部の土地高

度利用に伴う災害、また村岡新駅周辺部や西北部の開発計画のように水害を新たに誘発することが課題になっています。まちづくりの基本に防災対策を据えて取り組むべきと考えますが、いかがでしょうか。

〈回答②〉（防災安全部斎藤防災安全部長）

次に、2点目の高層階での防災上の課題でございますが、一例として、長周期地震動への対応がございます。これは、大きな地震で生じる、揺れが1往復するのにかかる周期が長い大きな揺れで、高層階では大きく揺れる傾向があります。このことから、高層ビルにおきましては、室内の家具や什器の転倒や、エレベーターの故障が生じやすくなることあるため、国も、本年2月から、長周期地震動階級3以上が予想される場合を緊急地震速報の発表基準に加えております。本市におきましては、高層建築物における情報伝達手段や備蓄の必要性等、防災対策の課題を地域防災計画に位置付け、長周期地震動に係る記載を修正するとともに、ホームページに掲載して市民周知に取り組んでおります。

また、水害対策に当たってのまちづくりについてでございますが、いかなる大規模自然災害等が発生したとしても、人命の保護が最大限に図られ、様々な重要機能が機能不全に陥らない地域の強靱化に平時から取り組む必要があると考えております。

このことから、防災、企画、地域、福祉、環境、建設、消防等、広範な部局の所掌にまたがる複数の施策の相乗効果による、最大限の強靱化を目指して、庁内関係各課で構成する藤沢市国土強靱化地域計画推進会議を発足し、今後も様々な検討をしております。このように、まちづくりにおける高層階の課題や水害対策等につきましても、当該会議において情報を共有し、庁内各部局における各種施策を防災視点で協議検討してまいりたいと考えております。

③ 点目、CO2の削減目標についてです。

脱炭素社会の実現に向けて、2050年カーボンニュートラルを達成するためには、省エネルギー対策をはじめ、再生可能エネルギーの導入をさらに推し進めることが鍵となります。市では、「藤沢市地球温暖化対策実行計画」を見直し、国の目標及び「藤沢市気候非常事態宣言」を踏まえ、「2030年度（令和12年度）における温室効果ガス排出量を2013年度（平成25年度）比で46%削減」としてしています。この藤沢市の目標は国が示した目標値と同じであり、国連が示した目標の基準年度は2013年ではなく2010年です。この間にも日本の温室効果ガス排出量はどんどん増えていたわけです。2050年カーボンニュートラルを達成するためには、藤沢市として国連目標値とも比べて、さらに高い目標を目指し、気候時計など要望する将来を担う若者の意見も良く聞いて、具体的な対策をとるべきと考えます。見解をお聞かせください。

〈回答〉（環境部福室環境部長）

温室効果ガスの削減につきましては、計画の基本方針に掲げる「省エネルギー対策の推

進」と再生可能エネルギーの導入など「エネルギーの地産地消」の取組を進める必要がございます。

「省エネルギー対策の推進」では、環境フェアをはじめとするイベント等でクールチョイスにおける脱炭素型ライフスタイルの変容に資する取組「ゼロカーボンアクション30」などの啓発や、事業者に対しては、様々な機会を捉え、省エネ事例や設備導入した際のコストメリットを示した資料を情報提供するなど、さらなる普及啓発を図ってまいります。

また、「エネルギーの地産地消」につきましては、太陽光発電システムや蓄電池など地球温暖化対策設備等に関する補助事業を拡充するとともに、今年度、本庁舎の都市ガスをカーボンニュートラル都市ガスに切り替えた燃料の転換や、公共施設におけるPPA事業などの取組を進め、それらを市域に展開することにより、設定している目標よりもさらなる高みを目指してまいります。

続いて要旨(4)子どもの発達を保障できる教育行政と子ども施策の充実についてです。岸田政権は子ども家庭庁をつくり、「子ども真ん中社会の実現を」と宣伝しています。しかし、子ども予算の抜本増と、子どもの権利の保障に本気で取り組まない限り、看板倒れになることは明らかです。教育や保育の拡充、子どもの貧困の解決を求める切実な要求に応えてこなかった長年の自民党政治のあり方こそが問われなければなりません。保育所で相次いでいる不適切保育には他の主要国と比べても低すぎる国の保育士配置基準や保育士の処遇改善に政府が背を向けているからです。教育費の大幅軽減に後ろ向きの立場も改まりません。安心の子育てには、雇用のルールづくりが不可欠なのに、長時間労働や非正規雇用を拡大させてきたのは、大企業の利益を最優先にした政治のゆがみです。ここにメスを入れて、政治のあり方を根本から見直し、抜本改革する議論をすることこそが、子どもを中心においた社会づくりの大前提です。こども家庭庁にかかわる基本方針は「全ての国民に基本的人権を保障する日本国憲法の下、児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)に則(のっと)り」「全てのこどもが生命・生存・発達を保障されること」などが明記されました。本市においてこうした視点で子どもにかかわる施策を見直し、子育て支援、教育の充実を大胆に進めていくべきです。以下の諸点について答弁を求めます。

①1点目、マンモス校解消のために学校増設や分校化、学区の変更などで対策を急ぐこと、少人数学級の実現に向けて一人ひとりの子どもたちに目が届くなどメリットのある小規模校は残して、子どもたちの教育環境の向上につなげるべきです。

〈回答①〉 (教育部長)

過大規模校及び小規模校の対策につきましては、令和3年度に策定した「藤沢市立学校適正規模・適正配置に関する基本方針」の中で、通学区域の見直しや時限的な分校の設置、学校の統合などを検討していくと定めております。

この基本方針に基づき、過大規模校や小規模校の課題に取り組むための具体的な手法や学校名を明記した「藤沢市立学校適正規模・適正配置実施計画」の策定に向けて、検討委

員会において検討を進めてまいりました。実施計画の策定にあたっては、市議会、パブリックコメント、地域説明会でいただいたご意見を反映させ、令和5年度末の策定を予定しております。

なお、喫緊の課題である過大規模校の対策については、実施計画策定前であっても、子どもたちの最善の教育環境を考え、柔軟性を持った対応を図れるよう検討を進めております。

②2点目、学校給食は教育の一環です。中学校給食は食育のためにも喫食率が低いデリバリー方式ではなく、単独自校方式に変更すべきです。

〈回答〉（教育部長）

「子どもの発達を保障できる教育行政と子ども施策の充実を小学校給食費の無償化について」のご質問の2点目、「中学校給食の単独自校方式への変更について」にお答えいたします。

本市では平成26年度から段階的に実施校を増やししながら、選択制デリバリー方式による中学校給食に取り組んでおり、令和元年度には市内全ての中学校での実施体制が整いました。

導入に際しては手法それぞれのメリット・デメリットが検討され現在の選択制デリバリー方式に至った経緯がございますが、選択肢としての給食を認知いただくためにはさらなる周知も重要ととらえております。

今年度から試食会の機会を少しづつ得られるようになり、児童や生徒、保護者からあらためて様々なご評価もいただいております。

これらの取組もふまえ、必要とされる方にとって利用し易く、そして給食として充実したものを提供できるようにこれからも努めてまいります。

③3点目、学校給食の無償化は全国で大きな流れになっています。保護者の学校給食費の負担は小学校で年間約4万9500円とその他の学用品費と比べても重い負担となっています。本市として当面小学校給食の無償化を実施し教育条件の充実を進めていくべきです。

〈回答〉（教育部長）

次に、3点目、「小学校給食費の無償化」についてでございますが、本市では小中学校の給食費について学校給食法に規定される経費負担の区分けに準じて児童生徒の保護者に食材費相当分のご負担をいただいております。

お示しにありました通り、一部自治体では少子化対策や定住、転入の促進等の意味合いから給食費無償化の取り組みが見られますが、本市では支援が必要な世帯において就学援助など制度の活用がなされますよう、また、給食費の分割納付等のご相談を受けるなど丁寧かつ柔軟な対応に努めながら、一定のご負担をいただく中で適正な学校給食の運用に取り組んでまいります。

④4点目、教育環境の向上を目指して臭いトイレの改修工事や洋式トイレの設置工事を前倒しにして急ぐべきです。

〈回答④〉 > (教育部長)

次に、学校トイレの対策について、お答えいたします。学校トイレの臭気対策や洋式化等、機能面及び衛生面の向上にむけた対策につきましては、トイレ改修工事を藤沢市立学校施設再整備第2期実施計画に事業として位置づけ、計画的に実施しております。

工事の実施にあたりましては、国の補助事業の活用を図る中で、予算の前倒しにつきましても柔軟に対応してまいりたいと考えております。

また、トイレ改修工事の対象となっていない学校のトイレにつきましては、現地の状況や学校からの要望に応じまして、専門業者による特別洗浄清掃を実施するなど、衛生面の向上及び臭気対策を実施してまいります。

引き続き、児童生徒の健康と安全を守り、学習への意欲向上を図る観点からも、学校トイレの衛生環境の維持向上に努めてまいりたいと考えております。

⑤5点目、保育士の処遇改善や配置基準の見直しを国に働きかけるとともに、市としても独自の対策を実施すべきです。

次に、5点目の保育士の処遇改善及び配置基準の見直しについてでございますが、これらは保育所における安全な保育の提供や保育の質を確保する上で、大変重要な要素と考えております。

本市では、これまで、国に対して、保育士の処遇改善を継続的に要望してきたところでございますが、国は昨年2月に、保育士の給与の引き上げを目的とした処遇改善臨時特例交付金を新設するとともに、昨年10月には公定価格へ新たな処遇改善加算が盛り込まれるなど一定の措置が行われたところでございます。

しかしながら、賃金水準としては、未だ十分とは言えない状況にあることから、保育士の配置基準の見直しも合わせて、引き続き、国に対して要望を行ってまいります。

また、本市独自の取組でございますが、現在、施設や保育士に向けて、処遇改善に係る様々な支援策を実施するとともに、配置基準につきましては、1歳児クラスにおいて、国の規定を上回る基準を設定しているところでございます。

今後につきましては、一部の保育所で保育士不足により定員までの受入れができない状況も生じていることから、保育士の人材確保の観点も含め、さらなる処遇改善及び配置基準の引き上げについて、課題の整理を図ってまいります。

⑥6点目、神奈川県が小児医療費助成の補助対象を小学6年生まで引き上げる方針を打ち出してもとで、県内でも助成対象を18歳まで拡大する自治体が増えています。本市として子ども医療費無料化制度を18歳まで拡充すべきです。

市の見解を伺います。

〈回答〉 > (子ども青少年部三ツ橋子ども青少年部長) 6点目の子どもの医療費無料化を所得制限なしで18歳まで実施すべきについてお答えします。

すべての子どもは保護者の所得に左右されることなく、等しく医療を受けられるべきであるとの考えから、現在、令和5年度からの中学生の所得制限撤廃に向けた準備を進めているところでございます。

令和5年度からの神奈川県の小児医療費助成の補助対象年齢の拡大を受け、神奈川県内でも助成対象を高校3年生まで拡大する自治体が増えております。

子どもの医療費に係る保護者の経済的負担を軽減し、子どもたちの生活を支援することにより、すべての子どもたちが笑顔で健やかに育つ、子育てしやすい環境づくりの推進を図ることは、非常に重要であると考えております。

本市における高校3年生までの助成対象年齢の拡大につきましては、早期に実現できるよう検討してまいりたいと考えております。

要旨(5) 社会保障や福祉を充実し市民の暮らしを応援する市政についてです。

①

第一に国民健康保険についてです。国民健康保険は、社会保障制度の一つであり、国民皆保険体制の下支えをする役割を担っています。本市では8万1,918人、5万4,695世帯が国民健康保険に加入をしています。所得なしから100万円未満が51.2%で低所得者層が多く、平均の所得は、旧ただし書所得で1人97万833円に対し、平均の保険料は、一人11万37円。加入者の所得は低いのに保険料が一番高いのが国民健康保険です。市民の暮らしが本当に厳しい中で、払いたくても払えない高過ぎる保険料は、もう限界です。

そこで一点目、「市民の払いたくても払えない」保険料を一人一万円以上引き上げるためにも、2017年度の法定外繰入金13億3,000万円に戻すなどの増額をするべきです。

〈回答①〉 > (福祉部池田福祉部長)

続きまして、要旨5「社会保障や福祉を充実し市民の暮らしを応援する市政を」について、最初に国民健康保険に関するご質問についてお答えいたします。まず、国民健康保険料を引き上げるための法定外繰入金の増額についてでございますが、

一般会計からの繰入金のうち、法に定められた公費補填分以外の繰入金、いわゆる法定外繰入につきましては、国民健康保険財政の決算補填を目的とする繰入金の解消を国から強く求められており、本市においても、一定額の削減を行ってまいりました。

ただし、保険料が大幅に上昇する場合には、削減を行わないこととしております。

令和5年度につきましては、前年度と同様に神奈川県への「国民健康保険事業費納付金」の大幅な増額が予定されており、更なる保険料率の見直しが必要な状況となっております。そのため、保険料の上昇額を一定程度抑制せざるを得なかったことから、法定外繰入金を約1億9千万円増額し、約9億7千万円の予算を計上したところでございます。

②

二点目、2022年度から就学前の子どもに限り、国は未就学児童の均等割額を2分の1としました。しかし、そもそも支払い能力がない子どもを均等割の対象にするべきではありません。未就学児童の均等割額を2分の1にすることを契機として、ゼロにするべきではないでしょうか。

支払いの能力のない子どもを均等割りの対象からはずすために、更なる負担軽減に市として踏み出すべきです。

＜回答②＞（福祉部池田福祉部長）

次に、子どもの均等割の更なる負担軽減についてでございますが、子どもの保険料については、国民健康保険法施行令の改正により、令和4年度から、全世帯の未就学児にかかる均等割分の保険料負担が5割軽減となっております。

更なる子育て世帯の負担軽減につきましては、対象年齢や軽減割合の拡大など、制度の拡充について、全国市長会を通じて国に対して要請を行っているところでございます。

②

第二に介護保険料について です。

2000年4月に、家族から社会で支える介護へ、介護の社会化としてスタートをした介護保険制度は今年で施行23年を迎えます。スタート当初から保険あって介護なしと言われてきました。今介護保険制度自体が三つの危機に直面しています。第一にサービスの危機です。必要なサービスを利用できない・提供できないことです。第二に人の危機です。現在もそして将来においても深刻な人手不足が続くと予想されます。第三に、お金の危機です。利用料負担もある中で、保険料は上がる一方、負担は増すばかりです。

そこで一点目、本市の第八期の介護保険料基準額は5,500円と、第7期から800円値上げをし、制度開始後、約2倍となっております。年金は上がり下がる一方、物価は高騰する中、保険料負担はもう限界にきています。第9期の介護保険事業計画では、一般会計からの繰り入れなど様々な手立てをとり、介護保険料の引き上げを抑えるべきです。

＜回答③＞（福祉部池田福祉部長）

続きまして介護保険のご質問についてお答えいたします。

まず、介護保険料の改定につきましては、介護保険制度における財源として、利用者負担分を除く介護サービスにかかる費用の総額に対する公費と被保険者の負担割合が法令で定められているため、一般会計から法定外の繰り入れを行うことは、適切ではないと考えております。

令和6年度から令和8年度までの保険料につきましては、令和5年度に策定いたします次期介護保険事業計画の中で、介護サービスに対する利用者ニーズ等を的確にとらえ、適切な保険料の算定に努めてまいります。

二点目、特別養護老人ホームは、公的な介護保険施設であり、在宅での生活が困難になった原則要介護3以上の高齢者が対象で、終身にわたって介護を受けることができます。本市には17施設あります。費用負担は、およそ1か月7万円から15万円で、民間運営の有料老人ホームと比べると、まだまだ比較的費用が安いのが特徴です。

特別養護老人ホームの入所待機者数は、令和4年4月1日現在で要介護3以上の方が661人。高い保険料を払っているのに、いざとなったら使えない。これは制度の根幹に関わる大きな問題です。待機者解消に向けて、第9期介護保険事業計画では待機者ゼロを目指した計画にするべきです。

〈回答④〉（福祉部池田福祉部長）

次に、特別養護老人ホームの待機者解消につきましては、現行の第8期介護保険事業計画において、100床の整備を目標として位置付けており、令和3年度中には、既存施設のショートステイ等から本入所への転換により、50床の整備を行いました。

また、老朽化した既存の特別養護老人ホームの移転改築により、さらに50床の整備を進めているところでございます。

しかしながら、今後も入所希望者の増加が見込まれる中、未だ多くの方が待機している状況にあることは、課題であると認識しており、次期介護保険事業計画の策定にあたっては、近年増加する有料老人ホームなどの高齢者施設の設置状況や、不足する介護人材等も考慮しながら、必要な整備数等を検討し、待機者解消に取り組んでまいりたいと考えております。

③

第三に、生活保護についてです。直近の世帯数は4,476世帯であり年度当初の比べ108世帯増加しています。従来からの高齢化によるものとあわせてコロナ禍の中で、貧困・生活困窮に陥る人が増えていることは明らかです。生活保護は、憲法25条が明記した国民の生存権を守る「最後の砦」であり、生活に困窮している人が制度の利用を行政によって阻まれたり、保護を利用する人の人権が侵害されたりするなどあってはなりません。

そこで一点目、生活保護利用者の方々へのきめ細かな支援を行っていくためには、それにふさわしい人員配置が必要となります。生活保護利用者の生活実態に寄り添った行政サービスができるようケースワーカーの人数を国標準の1人のケースワーカーに対して利用者80世帯以下にするよう増員すべきです。

〈回答⑤〉（福祉部 池田部長）

続きまして、生活保護行政に関するご質問にお答えいたします。

まず、ケースワーカーの人数につきましては、現在生活援護課には、49人のケースワーカーを配置しており1人あたりの担当世帯数としては、約91世帯となっております。

ケースワーカー1人あたりの担当世帯数は、社会福祉法第16条に80世帯とあります

が、これは標準とされているため、法令上の問題はございません。しかしながら、増加傾向にある生活保護利用世帯への対応として、令和5年度にはケースワーカー2人の増員を図る予定としています。

増員によっても標準数に満たない状況でございますが、相談・支援体制を充実させるため、面接相談、女性相談、就労支援、子ども支援及び健康管理支援といった相談や支援を主な業務とする会計年度任用職員を配置し、ケースワーカーの事務的負担の軽減を図り、生活保護を利用されている方に支障のないよう対応してまいります。

今後につきましても、生活保護利用世帯数の推移を見定めながら、適正な職員配置数について関係部局と協議をしてまいりたいと考えております。

二点目、生活保護制度が、必要な人がすべて利用できる制度にするためにも、生活保護の申請をためらわせる要因になっている親族などへの扶養照会について、申請者の意向をよく聞き、実情に合わせた対応をすべきです。厚労省は昨年2月と3月、各自治体への事務連絡で、扶養照会をしないケースの判断基準を変え、一人一人に寄り添った対応を求め、申請者が照会を拒む場合は「丁寧に聞き取り」するよう求めています。

国の指導に基づき機械的に執拗な照会はすべきではありません。

《回答⑥》（福祉部 池田部長）

次に、扶養照会についてでございますが、生活保護制度の扶養照会につきましては、国の通知においては、扶養義務者が長期入院中、高齢、10年間以上交流がないなど、援助が望めないと判断した場合、また、扶養義務者からのDVなど、扶養義務者に援助を求めることが申請者の自立を阻害すると判断された場合には、照会しない取り扱いとされております。

本市では、扶養照会は、国の通知に基づき実施しておりますが、相談者や申請者に対し制度を十分にご理解いただくとともに、丁寧な聞き取りを行い、適切に対応してまいります。

④

第四に高齢者福祉について、高齢者向けのバス等助成制度、移動支援についてです。高齢者の移動支援は大きく分けて交通網の整備と経済的支援があり、多くの市民の方々からも強い要望が寄せられる施策でもあります。

一点目、交通網の整備について、御所見地域、石川地域、湘南大庭地域、辻堂、あるいは片瀬、村岡などの交通不便地域の解消をすすめることが住民の強い要望です。デマンド交通の運行について地域任せでは、困難さと不安定さが大きな課題です。残念ながら長後では本格運行にこぎつけませんでした。市が運行に責任をもつことが必要です。

《回答⑦》（計画建築部 三上計画建築部長）

続きまして、交通不便地域の解消と地域公共交通は市が運行に責任を持つことについて、

お答えいたします。

交通空白地の改善に向けた取組といたしましては、藤沢市交通アクションプランにおいて、地域特性に応じた移動しやすい交通体系の実現として位置づけております。

その考えに基づき、地域住民や交通事業者と連携して路線バスの既存ルートの変更や、天神町、藤が岡、渡内などには地域提案型バスを導入しております。一方、路線バスでの対応が図れない場合には、善行や六会地区で運行している乗合タクシーを導入し、交通環境の充実に努めております。

次に、地域公共交通につきましては、地域全体で支えることが重要であり、地域住民、交通事業者、行政が連携・協力しながら実施することで、地域の実情に応じた効率的な運行に繋がるものと考えております。

その取組に対し、市としては、「藤沢市地域提案型交通システム導入支援補助金交付要綱」に基づいた支援を行っております。

今後につきましても、公共交通の充実に努め、誰もが移動しやすい環境整備に取り組んでまいりたいと考えております。

二点目です。名古屋市の敬老パスの制度調査業務委託報告書では、敬老パスの効果が、社会参加、健康の維持増進、商業、観光などの経済的効果、CO2の削減、税収効果などの様々な効果につながる事が、具体的な数値をもって検証されています。藤沢市でも以前「ゆめバスカード」の発行を行い、喜ばれていました。

70歳以上のシルバーパスなどのような新たな高齢者の移動のための経済的支援策の創設を求めます。

《回答⑧》（福祉部 池田福祉部長）

続きまして、70歳以上のシルバーパスなど高齢者の経済的支援策の創設について、お答えいたします。

シルバーパスなどの個人給付につきましては、以前、バスカードの助成事業について、財政負担等を考慮して廃止した経過を踏まえますと、現状では実施が難しいものと考えております。

本市といたしましては、バスの交通費助成や交通手段等の移動支援に特化することなく、自宅近くに活動の場を設けるなど、外出の動機づけを行うことが特に重要であると捉えており、今後も高齢者の外出支援に関する施策を充実させてまいります。

また、高齢者の移動支援については、市内観光スポットや各地区でのイベントや講演会など、外出のきっかけにつなげられるような総合的な支援の中で、交通事業者や関係部局等と協議してまいります。

要旨(6)大型開発は抜本的に見直し、公共事業は市民生活に直結するインフラ整備や地域を支えている農漁業や商工業など小規模事業者の営業とくらしが持続可能なまちづくりをに

ついてです。

- ① 点目、村岡新駅設置と周辺整備事業は、市民の批判の声が藤沢駅と大船駅の間地点に駅は必要ない。神奈川県が主導しているヘルスイノベーション計画は大企業の儲けのための開発計画であること、村岡のまちづくりは交通不便地域を解消するためのバス網の整備や福祉拠点にすべきではないでしょうか。村岡駅整備設置と拠点整備事業は中止すべきです。

〈回答①〉（都市整備部川崎都市整備部長）

続きまして、「要旨(6) 大型開発は抜本的に見直し、公共事業は市民生活に直結するインフラ整備を再優先に」のうち、村岡新駅周辺地区に関するご質問についてお答えします。

村岡新駅の設置及び周辺まちづくりにつきましては、本市都市拠点のひとつを創出する契機となる事業であり、地域の利便性の向上はもとより、本市の持続可能な発展に資する不可欠な事業であると考えております。

新駅を核にしたまちづくりにより、高齢者をはじめとする地域住民が徒歩や公共交通により、商業、医療、生活利便施設などに容易にアクセスできる環境が整えられるなど、地域の利便性向上に資することを目指しております。

本市といたしましては、村岡新駅周辺地区のまちづくりが、経済の活力維持と持続的発展に寄与する未来への投資と捉えておりますので、引き続き着実な取り組みを進めてまいります。

- ② 点目、次に大型開発を進めることは将来に藤沢市の財政運営を困難にするのではないかと考えます。そこで、改めて、大型開発事業の想定される総事業費を個々の事業ごとにお聞きします、村岡新駅設置と周辺整備事業、藤沢駅周辺整備事業、健康と文化の森計画、相鉄いずみ野線延伸と周辺の整備事業と開発に伴う雨水対策、北部2-3地区土地区画整理事業の総事業費と完成までの一般会計からの繰入額、新産業の森計画の各事業です。

〈回答②〉（都市整備部川崎都市整備部長）

次に、2点目、大型開発事業の総事業費についてでございますが、これからご説明いたします各事業の総事業費につきましては、国庫補助金、県支出金、起債の特定財源及びその他民間事業の負担金、土地区画整理事業による保留地処分金等が含まれており、すべてを市が負担するものではないことが前提となります。

先ず村岡新駅設置費用及び都市基盤整備事業費は約270億円、藤沢駅周辺地区再整備事業は、駅施設等の移転補償費や駅改良に対する市の負担分を含まない費用として、約250億円とそれぞれ想定しております。続きまして、健康と文化の森地区のまちづくりにつきましては、約273億円を見込んでおります。

また、いずみ野線延伸の事業費につきましては、神奈川県と本市などで構成する「いずみ野線延伸検討協議会」において、約600億円と確認しております。

そして、新産業の森地区のまちづくりにつきましては、既に完了している北部地区と現在取り組んでいる第二地区の総事業費を合わせて約40億円と見込んでおり、さらに、その他地区のまちづくりの具体化に向けて検討を進める予定でございます。

最後に、北部第二（三地区）土地区画整理事業の総事業費は約778億円、一般会計からの繰入額は約406億円と想定しております。

なお、繰返しとなりますが、ただいまご答弁させていただいた各事業の総事業費につきましては、国庫補助金等の特定財源及びその他事業者負担金等が含まれており、すべての事業費が市の負担となるものではございませんのでよろしくお願いいたします。

③ 点目、公共施設の再整備は、PFI 手法の導入や複合化が前提ですとすすめてはありますが、これからの人口減少時代のまちづくりに相応しく地域のコミュニティの場としての建て替えは住民に計画を公開し住民との合意のもとにすすめるべきです。

また、市民会館の建て替えはPFI 手法の導入はやめ、複合化は建設費 340 億円を縮小する観点からも再検討を求めます。

<<回答3>>（企画政策部宮原企画政策部長）

続きまして、3点目の市民会館の建替はPFI手法をやめ事業費縮小の観点からも再検討を、についてお答えいたします。

公共施設の再整備につきましては、住民サービスの向上や地域経済の好循環の観点からPFI手法を含む公民連携による再整備を進めており、公共施設再整備基本方針において施設の利用率や存続の役割等を明確にした上で、まずは機能集約や複合化を検討しております。

この公共施設再整備基本方針では、施設の用途や規模に応じて適切な市民参画手法の導入を検討するものとしており、住民等との意見交換は適宜実施しているところでございます。

ご指摘の市民会館、いわゆる生活文化拠点の再整備につきましては、事業の推進や運営等において、民間事業者のノウハウやアイデアにより豊かな発想でサービスの提供が期待できることから、公民連携を軸に検討することとしており、PFI事業にこだわらない事業手法の検討も進めているところでございます。

複合化は、それぞれの機能の融合によりコンテンツの相乗効果をもたらし、ビジョンの実現とエリア価値の向上が期待されるものと考えており、事業費についても、初期整備はシンプルかつベーシック、段階的な再投資を前提にしていることから、本事業に適した事業手法を選択することで縮減や平準化が期待できるものと考えております。

④点目、中小企業、農林業は地域経済の主役です。安定した食料供給、食糧自給率の向上のためにも主役に相応しい支援策が求められます。

まず、燃料価格・原材料価格の高騰は小規模事業者にとって大きな打撃です。国に対して

直接補填する緊急の対策を求めると共に、藤沢市独自の支援策も打ち出す必要があるのではないかと伺います。

〈〈回答〉〉（経済部饗庭部長）

続きまして、燃料価格・原材料価格の高騰に対する、国への緊急対策の要請と市独自の支援策について、お答えいたします。

3年以上に及ぶ感染症のまん延や、昨今の原油高に端を発した燃料価格の高騰などにより、市内中小企業・小規模事業者は大きな影響を受け続けております。また、穀物・飼料価格の高騰の影響は、畜産農家をはじめとする農業者にも及んでいる状況でございます。

そのため、令和4年度は、配合飼料等の価格高騰に苦しむ畜産農家への支援や、燃料価格高騰の影響を受けた事業者に対する支援、消費を下支えすることによる中小事業者支援などを実施するとともに、国・県に対し、コロナ禍における各種経済対策を継続するよう要望してきたところでございます。

今後も、感染症や燃料・原材料価格の動向に注視するとともに、引き続き国・県への要望を継続し、その動向を踏まえた上で、支援が行き届かない事業者に対する市独自の支援も見据えながら、状況に応じた適切な経済対策を実施してまいります。

要旨(7)税金の使い方を福祉、医療、子育てなど暮らし優先に使うことについて です。

- ① 点目、先ほどお聞きしました、莫大な財源を必要とする大型開発と不要不急の道路計画を廃止も含めた抜本的な見直しをすること、
- ② 点目、国のいいなりにデジタル化の急激な促進、マイナンバー制度の実質的な強制等はやめることにより、財源をつくること。
- ③ 点目、財政調整基金は、2010年は82億円だったものが
- ④ 2021年には123億円になり、10年間で41億円も積み増しています。これらの財源を活用して、福祉、医療、子育てなどくらしの分野優先に財源をまわすべきです。見解を伺います。

〈回答〉（財務部山口財務部長）

続きまして、要旨7「税金の使い方を福祉、医療、子育てなど暮らし優先に使うこと」についてお答えいたします。

大型開発などの都市基盤整備や、デジタル化・マイナンバー制度につきましては、市民の利便性の向上とともに、まちの魅力の創出や将来にわたる税収の安定化、福祉や暮らしを充実させる諸施策につながるものと考えております。

令和5年度当初予算は、財源不足への対応として、財政調整基金を34億円取り崩し、感染症対策をはじめ、高齢者や障がい者並びに子育て世帯や生活困窮世帯などに対する支援事業などにも、しっかりと財源を確保して、市民生活の安全・安心に配慮した予算としたものでございます。

こうした市民の命や暮らしを守り、雇用や市内産業の支援に充てる財源と、将来的に堅

固な財政基盤の構築にも資する投資的事業に充てる財源とのバランスを十分考慮しながら、引き続き適正な財政運営に取り組んでまいります。

以上で登壇での私の質疑を終わります。

以上多岐にわたる政策課題の質問をし、会派の主張を求めてきました。

私はこれまで8年間、データに基づいて質問もしてきました。質問を締めくくるにあたりまして、以下三点について私の意見を申し述べたいと思います。

一つは、これからの藤沢市のまちづくりにあたっての産業連関分析の重要性についてです。特に最近村岡新駅周辺と藤沢駅周辺開発にあたって、それぞれの経済効果が示され、その結果を根拠にしての街づくりガイドラインも示されました。

しかしながら、今議会でも報告された新産業の森の開発やかつての大規模な区画整理事業による開発の経済効果を検証したことがあるのでしょうか。私どもの会派では駅周辺の大型開発の経済効果を計算するのであれば、中学校給食や保育所・児童クラブ増設の経済効果をも計算すべきと主張いたします。高齢者のシルバーパスの経済効果分析についてはすでに名古屋市でも実績があり、名古屋市だけでなく全国の敬老パスの必要性の根拠ともなっています。

そして、これが重要ですが、国の方でもこれまで2回、社会保障の経済効果についての指摘を厚生白書で示してきました。1959年前後と1997年前後の2回です。1999年には「社会保障の経済効果」としての数値も使われているなど画期的です。それからは国の産業連関表が2010年から総務省の基幹統計として指定され、利用分析もされてきました。

これまでの議論では社会保障の経済効果は、物的部門と比べても、生産波及効果でも同程度か上回っており、雇用波及効果とGDP効果は物的部門をはるかに大きく上回っています。

このことは1998年の国会質疑でも確認され、2007年の人口問題研究所の論考にも示されています。

しかし、ことが極めて政治経済的利害関係につながる分析のためか、これがなかなか活用されないという、宝のもちぐされとなっている状況です。ぜひ藤沢から社会保障の経済効果というデータに基づいた計画づくりに取り組むことを求めます。

なお関連してですが、環境省や内閣府の地域経済循環分析に基づいた実証的な事業の必要性についてです。

9月の一般質問でも取り上げましたように、藤沢市の一人当たり住民所得の全国順位は全国1719市町村のうち2010年が851位でしたが2018年は1098位に落ちました。藤沢市の一人当たり住民所得の向上を目指すのであれば、例えば同じ治療効果があるのなら市外の製薬企業の薬剤治療に頼るのではなく、栄養と運動指導を基本とした人材投資にお金を使うことが市内経済の活性化になるというわけでした。

同時にこのことは、「一人当たり医療費の削減」という目標にも合致するわけであり、こういうことはぜひデータに基づいて判断して対策をとるべきことを申し上げたいと思います。

第二に、13 地区それぞれの特色ある発展のためにも、13 地区別の「地区診断」の統計に関連してこの間いろいろ質疑してきました。これもまだ私の力不足のためか実現はされていませんので、改めて提案したい。

- ① つは地区別の健康指標として最も確かで大切なものは死亡統計です。これを年齢別人口統計と共に記録すれば、SMR という標準化死亡比の値が算出され、これは地区別に統計的評価が可能です。ぜひこの数値を経年的に記録して頂きたいし、また主要死因別にも数年を合わせれば、死因別の標準化死亡比もとれますので検討すべきです。
- ② 点目は地区別の救急搬送時間の統計です。ご存知の通り御所見地区、長後地区では他地区に比べて大変長くなっています。これは命に関わる数字となります。これは消防年報に経年的に記録すべきです。その他にも消防統計は大変貴重なデータです。これまでも海水浴場の酒酔い救急件数をそのつど集計して貰ってきましたが、そろそろこれはルーチン業務にすることを求めます。

また、13 地区別には交通事故と熱中症発生件数なども消防年報にのせることを提案します。

- ③ 点目は国保検診の統計もまだまだ活かされていません。検診結果の項目別に地区別の統計的評価をこの間求めてきたところです。しかし、残念ながら未だに当該検査結果の比率の統計的評価・検証がないままです。こういうことでは重要な判断や対策が行政管理者に多く依存してしまいます。善処して下さい。

第三に、PDCA サイクルにおけるとくに PLAN と CHECK 機能についてです。これについては私は過去 2 回苦い思いをしてきました。

- ① 点目は市の総合指針を作る際の基礎資料となっている市民意識調査の使い方です。折角 2011 年から毎年調査をしているのに分析特に経年分析が弱い点です。全員協議会でも指摘してきましたが「交通が便利で移動しやすい」にできている・だいたいできていると回答した人は 1016 年は 70 でしたが直近 4 年間は 63%台に低迷しています。関連して 3 年に一度の高齢者の保健福祉に関する調査報告の中の交通改善要望の割合の経年的な増加という非常にはっきりしてきた結果についての CHECK 機能はこれでいいのでしょうか。これらの調査は市民要望についての政策課題についての対策志向的な調査 PLAN であったはずです。

- ② 点目に苦い思いをしたのは、中学校給食で市のデリバリー方式の弁当について、「今後も利用しますか」との問いに 2014 年度から続けていた調査を生徒には 2020 年度

から、保護者には 2021 年度から突然止めてしまったことがあります。私はこれに対して、生徒や保護者の利用希望率が半数割れの回答になってきたことに対して、以後の検証を怠ったこととして、厳しい指摘をしてきたところです。これは PDCA サイクルの存在意義を否定するものだと言わなければなりません。

最後に最近のことで指摘しなければなりません。それは保育所待機児統計についてのこれまでの保育申込児童数というのを、これからは本市の保育の受け皿全体を見すえた上での「保育の量」にするという試みについてです。これは今議会子ども文教常任委員会で初めて示されたものです。これは、これまでの保育需要や保育所入所率などの大切な比率の分子や分母の値を変えてしまうことにもなり大問題です。PDCA サイクルのチェック機能を破壊するものだと言わなければなりません。

以上、データに基づく調査・統計・分析につきまして、これまでの議会で細かい資料を示して統計評価の資料を作って提案もしてきたところです。しかしながら、実はあまり反応がありませんでした。

しかし、これまでの歴史的公害裁判などでは、統計的評価された数値そのものが判決や対策の決め手になるほど重要な数値でした。ふりかえって藤沢の行政職員の日々の実践の中でも実は職員のみなさんから私と同じような資料や提案をされている方は大勢おられるのではないかと思います。そうした現場からの提案を活かして合理的な判断をするためには、PDCA サイクルにおける PLAN と CHECK 機能がこれからの行政の中でどうしても必要だと私は感じています。議会の中でも、この間、検証とか評価という言葉が多用されてくるようになりました。これは学問の世界だけではなく民間でも少なくとも医療畑では広く拡がってきています。調査と統計的検定機能強化に取り組んで頂きたいと思います。

最後になりますが、有機フッ素化合物 PFAS について、最近その免疫毒性があることが公表されました。

このことは引地川の PFAS 濃度が暫定指針を超えている当藤沢市につきましても、見過ごすことは許されません。公表された中身は、PFAS の血中濃度が高いほど、コロナ感染後につくられる抗体の免疫グロブリン G の抗体価が低い傾向がみられたというものです。こうした結論を評価できるのも統計的検定であることを言いたかったわけです。

以上科学的調査計画に基づいてのデータ収集方法とその評価検証ということは、専門家にまかせればよいという問題ではありません。実はこれまで現場で身近に行われてきていたアンケート調査などの計画とその結果の判定と評価のことを私は言っています。これらは行政管理者のこの重要性の認識が問われる問題であることを指摘したいと思います。一つ提案があります。この 2～3 年間に行ったアンケート調査等に

ついて、その調査方法と結果の評価が適切であったかどうかについて内部点検すべきです。

おそらくこれまで身近で小さな問題だと見過ごされてきた今日私が指摘してきたような問題こそ、これからの市政にとって実は大きな問題であることを訴えまして、私の代表質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。